

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
11月15日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の変更の届出(厚政課).....
 - 漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課).....
 - 道路の位置の指定(建築指導課).....



山口県告示第三百十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和六年十一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社N・フィールド

大阪市北区堂島浜一丁目四番四号

二 訪問看護ステーション等の名称及び所在地

訪問看護ステーション

山口市小郡長谷一丁目

シヨンデユーン 四番三号

山口

訪問看護ステーション

山口市小郡下郷三三七

シヨンデユーン 二の八

山口

三 変更年月日

令和六年八月七日

山口県告示第三百十九号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

令和六年十一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 届出事項

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所

柳井加入区 柳井市旭ヶ丘四番一号 石元 則夫 山口県漁業協同組合

柳井二一九の二 酒井 章

二 指定漁船調書の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所

柳井加入区 令和六年十一月十五日から同月二十九日まで 山口県漁業協同組合

山口県告示第三百二十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和六年十一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
光市協和町一八四の五	四・〇	四九・五	令和六、一〇、二三

令和六年十一月十五日印刷

発行人所

山口県知事